処　分　基　準

平成１５年９月１日作成

法　令　名	： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条例	： 第１９条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第７５条の２第１項
処分の概要	： 自動車の使用制限命令
原権者（委任先）	： 福井県公安委員会
法令の定め	： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第２６条の７（自動車の使用の制限の基準）
処分基準	： 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問い合わせ先	： 福井県警察本部交通部交通指導課取締係 ０７７６－２２－２８８０（内線５１１５，５１１６）
備　考	：